

紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

制定 令和2年4月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年紀南環境広域施設組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(職種別基準表)

第3条 条例第5条に規定する規則で定める基準は、別表の会計年度任用職員職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)に掲げるものとする。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給等)

第4条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、職種別基準表の基礎号給の欄に掲げるものとする。

2 前項の規定に定めるもののほか、新たに会計年度任用職員になった者に係る経験年数(その者の職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認められる職務の経験年数をいう。)を有する者の号給及び会計年度任用職員の昇給等については、管理者が別に定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第5条 条例第8条の規則で定める特殊勤務手当は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則(平成25年紀南環境広域施設組合規則第13号。以下「給与規則」という。)別表第8に規定する特別勤務手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基準)

第6条 条例第11条の規則で定める数は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号)第10条に規定する祝日法による休日の数及び同条に規定する年末年始の休日の数との合計の数とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の算出基準)

第7条 条例第18条第4項の規則で定める数は、前条に定める数とする。

(報酬の支給日)

第8条 条例第19条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 月額で基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 毎月20日
- (2) 日額又は時間額で基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 翌月の20日
- (3) 前2号に規定する日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日に当たるとき その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律による休日でない日

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務)

第9条 条例第20条第1項の規則で定める特殊勤務は、第5条に定める特殊勤務手当に係る特殊勤務とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務)

第10条 条例第21条第2項の規則で定める割合は、給与規則第11条第1項に規定する割合とする。ただし、管理者が別に定めるものを除く。

2 条例第21条第2項の規則で定める者は正規の勤務時間以外の者として管理者が別に定める者とし、条例第21条第2項の規則で定める時間は当該パートタイム会計年度職員に係る管理者が別に定める時間とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当を支給しない職員)

第11条 条例第24条に規定する紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「給与条例」という。）第20条の規定の例によることにより、同条第1項に規定する規則で定める職員として、同項に規定するそれぞれの基準日から1箇月以内に退職し、又は死亡した職員を加えるものとする。

(給与の減額)

第12条 会計年度任用職員が、紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年紀南環境広域施設組合規則第1号）第16条の規定による管理者が特に必要であると認めた休暇の期間については、条例第15条及び第27条に規定する所定の勤務日において勤務しないときとみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額)

第13条 条例第28条第2項に規定する規則で定める額は、常勤職員の例に準じるものとし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮し、その額から、その額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(給料等の訂正)

第14条 会計年度任用職員の給料又は報酬の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合においては、あらかじめ管理者の承認を得て、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(この規則により難い場合の措置)

第15条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、管理者の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会計年度任用職員職種別基準表

職種の区分	基礎号給	上限
1 事務補助職	1号給	5号給

備考

1 この表において、「事務補助職」とは、条例備考1に定める事務補助職として、一般行政に係る定型的又は補助的な事務を行う一般事務補助員ほか管理者が別に定める職種をいう。